

平成 22 年度高知県人権啓発センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県人権啓発センター運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 県は、あらゆる人権問題について、県民の理解及び認識を深め、その解決を図るため、人権に関する啓発、研修等の事業を行い、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として、県等の出捐により設立し、運営される（財）高知県人権啓発センター（以下「補助事業者」という。）に対し、その活動を支援するため運営経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請書)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の補助金交付申請書の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、1 部を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第 2 号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の内訳毎にそれぞれ 20 パーセント未満の変更であって、補助対象経費の変更後の総額が交付決定額の範囲を超えない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 6 条 知事は、第 4 条の規定により提出された補助金交付申請書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第 7 条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 3 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第 8 条 県は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(実績報告書)

第 9 条 規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 5 月 15 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(情報公開)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条の補助金の交付申請については、平成22年4月1日以前に行うことができる。
- 2 この要綱は、平成23年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表

補 助 対 象 経 費	補助率
① 県からの派遣職員に係る人件費相当額 給料、職員手当、共済費等	定額
② その他知事が必要と認める経費	

別記

第1号様式

平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者 住所

氏名

印

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県人権啓発センター運営費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付について下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額

_____ 円

3 補助事業の経費配分計画書

別紙のとおり

4 補助事業実施（対象）期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

第2号様式

平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者 住所

氏名

印

補 助 事 業 変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け 人権第 号で交付決定通知のあったこの事業を下記のとおり変更したいので、高知県人権啓発センター運営費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 補助金変更交付申請額

_____ 円

3 補助事業の経費配分変更計画書

別紙のとおり

4 その他参考となる事項

第3号様式

概 算 払 請 求 書

金 _____ 円

平成 年度 高知県人権啓発センター運営費補助金(決定通知番号 人権第 号)について、
同補助金交付要綱第7条の規定により、上記金額の概算払を請求します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

既 交 付 額 _____ 円

今 回 請 求 額 _____ 円

平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者 住所

氏名

印

第4号様式

平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者 住所

氏名

印

実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け 人権第 号で交付決定通知のあったこの事業を完了したので、
高知県人権啓発センター運営費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額

_____ 円

2 補助事業の経費配分実績報告書

別紙のとおり

3 その他参考となる事項